

申告の際に必要なもの

- ① 印鑑（認印で可、朱肉で押印するもの）
- ② 申告者本人名義の通帳など、還付金の振込先口座が分かるもの（還付申告の場合のみ）
- ③ 所得、控除の計算に必要な書類（主なものは下の表を参照）

区分	必要書類	備考
給与所得のある人	給与所得の源泉徴収票	必ず原本を持参してください（コピー不可）。
公的年金を受給している人	公的年金等の源泉徴収票	必ず原本を持参してください（コピー不可）。
事業所得（営業・農業）のある人	収支計算書など （収入金額や必要経費の内訳が分かるもの）	東京電力株式会社からの「営業損害の賠償」がある場合は、その明細書も持参してください。
不動産所得のある人		
配当所得、株式の譲渡所得の申告をする人	上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書 など	—
東京電力株式会社からの就労不能の補償のある人	就労不能明細書 など	明細書を紛失した人は、事前に東京電力株式会社から再発行を受けてください。
雑損控除を受ける人	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額に係る領収書	—
医療費控除を受ける人	医療費の領収書	病院別、個人別にまとめて計算してきてください。
社会保険料控除を受ける人	支払額の証明書または領収書	給与所得者が会社の年末調整で控除の適用を受けた場合は不要です。
生命保険料控除を受ける人	支払額の証明書	
地震保険料控除を受ける人		
寄附金控除を受ける人	寄附金の受領証 など	寄附した団体から交付を受けたもの。
障害者控除を受ける人	障害者手帳 障害者控除対象者認定書	要支援・要介護認定を受けている方は、ある一定の要件を満たした場合、町の福祉介護課で障害者控除対象認定書の交付を受けることができます（認定書交付については20ページ参照）。
住宅借入金等特別控除を受ける人（初年分のみ）	・家屋、土地の登記事項証明書 ・請負契約書または売買契約書の写し ・住民票の写し ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書	長期優良住宅の特例を適用する場合は、 ・長期優良住宅建築等計画の認定証の写し ・住宅用家屋証明書もしくはその写しまたは認定長期優良住宅建築証明書が必要です。
純損失、雑損失、譲渡損失について前年分以前からの繰越控除がある人	損失を申告した年分以降の申告書の控え	—

※上の表は、申告の際によくあるケースについて必要書類をまとめたものです。その他の所得、控除に係る必要書類など、詳細については広野町役場税務課までお問い合わせください。

【代理で申告する人へ】

- (1) 申告はできる限り本人が手続きしてください。やむを得ず家族の方が代理で申告する場合は、申告の内容、金額の内訳などを明確にしたものを持参させてください。
- (2) 不明な点などある場合は、**広野町役場税務課**までお問い合わせください。

平成
27年度

税の申告



忘れずに申告してね

平成22年分から平成25年分の住民税および所得税の確定申告・納付などは、平成27年3月31日（火）までとなっております。なお、広野町役場庁舎での確定申告の受付は、平成27年2月16日（月）から3月16日（月）までとなりますので、申告に必要な書類をそろえ、期限内に申告するようにしましょう。

問 税務課 賦課係 ☎0240-27-4160

忘れずに申告を

住民税の申告および所得税の確定申告は、住民税や国民健康保険税などを正しく算定するために必要なほか、所得証明書などの資料にもなる重要な手続きです。

所得がまったくなかった人でも、申告をしないと所得証明書等が発行できない、国民健康保険税

や介護保険料などの軽減が受けられないといった不都合が生じる場合があります。

町では、住民税の申告受付および所得税の確定申告が必要な人への確定申告相談を行いますので、ご利用ください。

申告相談会場および受付期間

◆申告相談会および受付期間

会場：広野町役場旧庁舎1階 児童図書室
期間：平成27年2月16日（月）～3月16日（月）
※土曜日、日曜日を除く。
時間：午前9時～午後4時

日 程	地 区
2月16日（月）～2月20日（金）	広洋台、上北迫
2月23日（月）～2月27日（金）	下北迫、中央台
3月2日（月）～3月6日（金）	上浅見川、下浅見川
3月9日（月）～3月13日（金）	夕筋、折木
3月16日（月）	予備日

※確定申告の手続きは、避難先の最寄りの税務署でも行うことができます。

申告が必要な方

- 事業所得（営業・農業）、不動産所得、雑所得（公的年金以外）、一時所得などがある人
- 東京電力株式会社から「就労不能損害の賠償」、「営業損害（営業・農業・不動産）の賠償」を受けた人
- 給与所得者で、1年間の収入金額が2,000万円を超える人
- 給与所得者で、2か所以上から給与の支払いを受けている人
- 給与所得者で、年の途中で会社を退職し、会社で年末調整を受けなかった人
- 年金所得者で、生命保険料控除や地震保険料控

- 除など、各種控除の適用を受ける人
- 雑損控除、医療費控除、寄附金控除や住宅借入金等特別控除（初年分のみ）などの適用を受ける人
- 土地や建物などの資産を売却したことによる収入のあった人
- 前年分以前からの損失（純損失・雑損失・譲渡損失）の繰越分を平成26年分以降に持ち越す場合

※上記以外にも申告が必要になる、もしくは申告することによって所得税が還付になるケースもあります。詳しくは、広野町役場税務課までお問い合わせください。